

広島県告示二百一十一号

平成十六年広島県告示第二百五十九号（経営規模等評価の申請の時期及び方法等並びに総合評定値の請求の時期及び方法等）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第二号2を次のように改める。

2 納付方法

広島県収入証紙を経営規模等評価等手数料収入印紙・証紙貼付書にちよう付することにより、又は申請書を提出する建設事務所又は建設事務所支所の手数料納付窓口において現金により納付する。ただし、郵送により申請する場合は、広島県が発行する納付書により金融機関に払い込むことにより納付することもできる。

第三号1(四)を次のように改める。

(四) 経営規模等評価等手数料及び総合評定値通知手数料確認用紙又は経営規模等評価等手数料収入印紙・証紙貼付書

第三号2(三)(6)中「財団法人建設業福祉共済団、社団法人全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会」を「公益財団法人建設業福祉共済団、一般社団法人全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会」に改める。

第三号2(七)を次のように改める。

(七) 建設機械の保有状況の確認資料

(1) 保有状況確認資料として、次のいずれかとする。

- ア 売買契約書の写し
- イ 譲渡契約書の写し
- ウ リース契約書の写し（審査基準日から将来にわたって一年七か月以上の使用期間があるもの）

(2) 当該建設機械が稼動することの確認資料として、次の種類に応じたものとする。

ア 建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー
特定自主点検記録表の写し

イ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十一号）第二条第二項に規定する大型自動車のうち、同法第三条第一項第二号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの
自動車検査証の写し

ウ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第四

号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン

移動式クレーン検査証の写し

第三号2中(出)を(出)とし、(ハ)を(出)とし、(九)を(ハ)とし、(ハ)の次に次のように加える。

(九) 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の確認資料

新規若年技術職員の育成及び確保に該当があることの確認資料として、次のいずれかとする。

(1) 前年同日の審査基準日の経営規模等評価を受けている場合

前年の経営規模等評価申請書（申請者用）を持参する。

(2) (1)以外の場合

ア 新規採用者の場合

雇用された日が確認できる書面（雇用保険被保険者証、健康保険証被保険者証等の写し）

イ 職員が資格を取得した場合

資格取得の日が確認できる書面（合格証、資格者証等の写し）

ウ 実務経験が必要年数に達した場合

審査対象年内に満たしたことが確認できる書面（技術者の実務経験等内容書等）

第五号中「広島県土木局建設産業課」を「広島県土木建築局建設産業課」に改める。